

## 保税蔵置場の許可の失効について

関税法第47条第2項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和8年2月4日

大阪税関長　　日置重人

記

(保税蔵置場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外 国 貨 物 の 搬 出 期 限	許可失効 年 月 日
大阪製鐵株式会社 大阪府大阪市中央区道修町3丁目6番1号	大阪製鐵株式会社　大阪事業所恩加島工場 大阪府大阪市大正区南恩加島1丁目9番3号	廃業	—	令和8年 1月31日